

平成22年7月中国地方豪雨に係る一部負担金減免について

1. 減免等に関わる保険番号マスタについて

- 960 減額（割）
- 961 減額（円）
- 962 免除
- 963 支払猶予

* 961減額（円）については、制度の取り扱いに不明確な部分がある為、入力不可としています。

959 災害該当

- * 災害該当である場合は、患者登録において、公費欄への登録を行って下さい。
（災害該当か否かを判断する為）
未登録の場合は、災害非該当とみなしますのでご注意下さい。

2. 患者登録について

対象者については、患者登録画面で公費欄に該当保険番号を登録します。
尚、この保険番号は保険組み合わせの対象外となります。
（適用期間については要確認）

960減額（割）の入力例

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	960 減額（割）		H22. 8. 1 ~ 9999999
			~
			~

960減額（割）は、所得者情報において減額の割合を入外別に入力します。

外来減額（%） 0～100

入院減額（%） 0～100

5割減額の入力例

公費負担額				
番号	公費種別	適用開始日	適用終了日	
1	減額（割）	H22. 8. 1	9999999	

番号	適用開始日	適用終了日	外来減額（%）	入院減額（%）
1	H22. 8. 1	9999999	50	50

9 6 2 免除の入力例

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	962 免除 ▼		H22. 8. 1 ~ 9999999
	▼		~
	▼		~

9 5 9 災害該当の入力例

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	962 免除 ▼		H22. 8. 1 ~ 9999999
	959 災害該当 ▼		H22. 8. 1 ~ 9999999
	▼		~

3. 負担金計算について

- 9 6 0 減額（割） → （医療費部分）割合に応じて患者負担計算
- 9 6 2 免除 → （医療費部分）患者負担なし
- 9 6 3 支払猶予 → （医療費部分）患者負担なし

4. レセプト・レセ電・社保診療報酬請求書の取り扱いについて
＜広島・山口県の医療機関、平成22年7月診療分～＞

（注）終期が不明の為、仮で平成22年12月診療分までとします。

1) ＜レセプト欄外上部の記載＞

- （ア）保険者が特定出来ない方 . . . 記載なし
- （イ）記号番号が確認出来ない方（（ア）を除く） . . . “（不詳）”と記載
- （ウ）減免対象者（（ア）（イ）を除く） . . . “（災1）”と記載

※ “（不詳）”の記載例

診療報酬明細書(医科入院外)2国 平成22年 8月分 県番 34 医コ1234566
(不詳)

※ “（災1）”の記載例

診療報酬明細書(医科入院外)2国 平成22年 8月分 県番 34 医コ1234566
(災1)

2) ＜レセ電データの記録＞

上記のアイウ該当分は、レセ電データの記録対象外とする。（レセプトでの提出）

3) ＜社保診療報酬請求書の集計＞

上記のアイウ該当分と非該当分に分けて集計を行う。
該当分は、“（未確定分）”と記載する。

※ “（未確定分）”の記載例

平成22年 8月 分 診療報酬請求書（医科・歯科）
別記 殿

その他のレセ

（未確定分）